

第3章 統計情報部

第1節 統計情報の企画調整

1 統計企画

我が国農林水産業を取り巻く情勢や国際環境の変化に対応して、統計情報行政は、今後どのように転換を図っていくべきかを検討するため、平成7年2月に学識経験者等から構成される「農林水産統計情報研究会」を設置した。研究会では、地方関係機関等の意見、要望も聴取しつつ、統計情報行政の展開方向等について幅広く検討し、平成7年8月に「農林水産統計情報研究会報告」を取りまとめた。

統計情報部では、この研究会報告に沿って、21世紀に向けた農林水産統計情報展望し、(1)新たなニーズに対応した統計情報の整備、(2)統計情報の提供内容の充実、(3)行政の情報化による情報提供機能の強化、(4)統計情報業務の効率的実施を農林水産統計情報行政の整備の方向として重点的に実施することとした。

また、研究会報告に基づいて「農林統計に用いる農家等の分類に関する研究会」、「米収穫量調査等に関する研究会」及び「国際統計情報の整備に関する研究会」を設置し、具体的な検討を進めている。

2 統計調査

統計行政を進める上で基本となる統計法（昭和22年法律第18号）及び統計報告調整法（昭和27年法律第148号）に基づき、農林水産省の所掌事務に係る統計調査を実施するに当たり必要な統計申請の手続きを行った。

3 農林水産業生産指數

農林水産業の総合的な生産動向を明らかにするため、平成6年の各生産指數を算出し、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細は「農林水産業生産指數」として刊行している。

4 総合統計書

利用度の高い統計情報の提供を行うため、農林水産業に関する各統計書の概要を総合的に収録した以下の

総合統計書を刊行している。

(1) 農林水産省統計表

我が国の農林水産業に関する主要な統計について、農林水産省統計情報部の調査結果を中心に農林水産省各局庁及び各種団体で作成された基本的な統計を加えて総合的に編集したものである。

(2) ポケット農林水産統計

農林水産省統計情報部の調査結果を主体に、農林水産省各局庁及び各種団体で作成された農林水産業に関する統計を幅広く収集するとともに、主要な国際統計も収録し、我が国及び海外の農林水産業の現況について概観できるよう手軽なB6判により編集したものである。また、各部門毎に、「ポケット園芸統計」、「ポケット畜産統計」、「ポケット水産統計」の平成8年版を編集した。

(3) 國際農林水産統計

海外諸国の農林水産業について、FAO（国際連合食糧農業機関）の統計資料を中心に主要な海外諸国の経済概況、農林水産業の生産・貿易等に関する統計を収録し編集したものである。

(4) ABSTRACT OF STATISTICS ON AGRICULTURE, FORESTRY AND FISHERIES JAPAN

我が国の農林水産業の動向を海外に紹介するため、主要統計を英文で収録し編集したものである。

(5) 農林水産統計月報

農林水産業の月別動向を把握することを目的として農村経済の動き、農林水産物及び農業生産資材の需給に関する統計を収録し編集したものである。

5 広報関係

農林水産省統計情報部で調査した統計情報を、刊行物（農林水産統計速報、農林水産情報、農林水産統計報告書）により公表している。指定統計については、その刊行物の名称及び発行の年月日を官報に掲載している。また、農林水産統計情報利用者が利用しやすいよう「農林水産省統計情報部公表資料目録」及び「農林水産統計速報・農林水産情報公表予定」を刊行している。

第2節 情報システム・サービス

1 共同利用電子計算機

共同利用電子計算機は、農林水産省の省内各局(庁)における行政事務の近代化、情報処理の効率化を目指し、昭和46年度に稼働を開始して以来、今日まで20有余年を経過している。この間、処理量の増大、利用形態の多様化・高度化に対応するため、機器の更新、メモリーの増設等周辺装置の整備を図ってきたところである。特に近年における通信技術の進展を踏まえてオンラインネットワーク機能の強化を行った。

また、共同利用電子計算機の管理運営は、共同利用電子計算機管理運営規程（昭和53年農林水産省訓令第41号）に並びに管理運営細則及び同運営協議会運営要領に基づいて、統計情報部が電子計算機の稼働、電算処理に係る企画調整、機器の管理等を一元的に行っている。

2 農林水産統計情報処理システム

近年における国際化の進展等、我が国経済社会の著しい変化に伴い、農林水産業及び農山漁村の実態も大きく変化しており、これに対応して農林水産行政の企画・立案に必要な農林水産統計情報に対するニーズも多様化・高度化しつつ増大している中で、その的確な作成・提供が求められている。

農林水産統計情報処理システム整備事業は、統計情

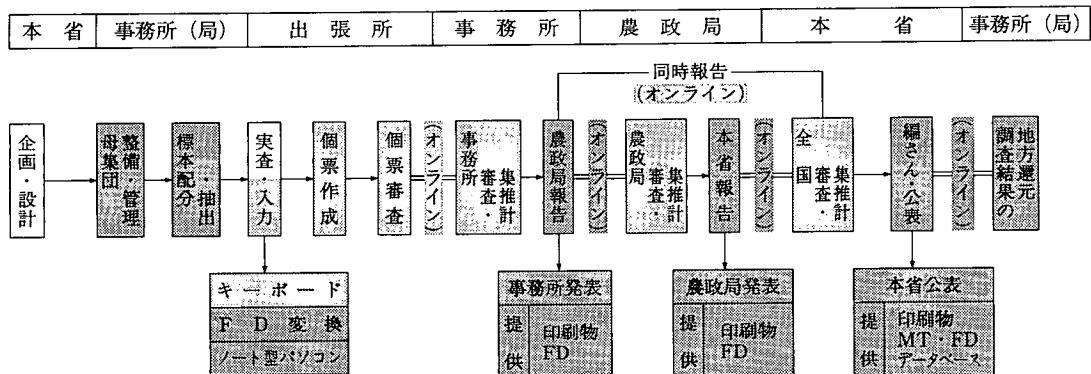
報業務処理の効率化・迅速化を図るとともに、統計情報の作成から発表・提供に至る工程の電算化を地方分散処理方式により、昭和62年度から推進している。

平成3年度から平成7年度までの5か年を計画期間とする本事業の第2段階においては、①オリジナルデータ入力工程を包含する一貫処理体系の確立、②既に電算処理に移行した調査の軽微な調査内容の変更や実行上の改善点を踏まえて、処理効率を高めるためのプログラム修正、③統計情報の作成・利用の高度化・迅速化を推進するため、統計情報事務所(局)ー出張所間に加え、本省ー地方農政局ー統計情報事務所間のオンラインネットワーク整備(平成4年4月から運用を開始)、④このオンラインネットワークの円滑かつ効果的な運用及び業務処理の円滑な推進を図るため、機器の更新(平成4年2月)を行うなど、所要の推進を図っている。(図1 統計情報作成工程及びシステム化の対象工程参照)

3 農林水産省における行政の情報化

農林水産行政のあらゆる分野において情報処理技術の成果を普遍的に活用し、行政の効率化を推進するのみならず、地域社会、国民への情報サービスの改善、生産者、流通・加工業者、消費者等とのコミュニケーションの円滑化、行政サービスの向上を図ることにより、国民の立場に立った農林水産行政の推進に資するため「農林水産省行政情報化推進基本計画」(平成7年6月省議決定)、具体的な年次計画として「農林水産省

図1 統計情報作成工程及びシステム化の対象工程



(注) 1 代表的な統計情報作成工程の例示である。

2 □は、第1段階のシステム整備事業で対象とした工程である。
(昭和62年度～平成2年度)

3 ■は、第2段階のシステム整備事業で新たに対象とする工程である。
(平成3年度～平成7年度)

行政情報化推進実施計画」(平成8年3月)を策定した。これに基づき、平成7年度に本省、地方農政局、統計情報事務所に行政情報化を推進する基盤となるLANシステムの整備を行った。

また、國民に迅速に行政情報を提供するため、本省においてはインターネット、商用パソコン通信による提供を、地方農政局においては商用パソコン通信による提供をそれぞれ開始するとともに、統計情報事務所、同出張所からも行政情報を提供する等地域における情報の受発信機能を高めた。

4 農林水産省行政情報システム (LANシステム)

農林水産省行政情報システムについては、行政情報の円滑な活用を通じて、行政事務の質的向上と効率化を図るため、平成2年度に骨格的なネットワークを整備し、平成5年度に本省及び農政局各課室のパソコン間の通信とパソコンからのデータベースの利用を可能とする回線施設の整備を行った。これにより、本省・農政局を通ずる電子メールの交換が行われるとともに、統計情報データベース及び文書情報データベースによる情報の一層の利活用が可能となった。

平成7年度には、本省及び地方出先機関へLNAシステムの拡充を行った。

統計情報部においては、本システムの適切な管理・改善に努めるとともに、利用者等の指導を行っている。

5 農林水産省統計情報データベースシステム

農林水産省統計情報データベースシステムは、農林水産行政の企画・立案及び国際化による統計情報需要の多様化・高度化に資するため、農林水産統計をはじめ各省庁の関連統計及びFAO・OECD等の国際統計の充実を図っている。

本システムは、農林水産省の本省・地方農政局に敷設された農林水産省行政情報システム(LNAシステム)を利用し、そこに接続されたパソコンから容易に統計データの検索・ダウンロードが行える。

また、本システムの円滑な運用・管理を図るために技術研究にも取り組んでいる。

6 農業農村情報システム (RAIS)

農業農村情報システムは、統計情報部が昭和55年度から平成2年度の間に開発したモデルシステムを基に財農林統計協会が構築し、平成3年4月から運営している農林水産分野のデータベースシステムである。

本システムは、地方公共団体、農業団体等の農業関

連機関を対象に統計情報・行政情報等をオンラインにより提供しており、統計情報・行政情報等の利用の全国的な啓発普及を図る上で極めて重要な役割を果たしている。

統計情報部においては、本システムの管理運用面に対する指導を行うとともに、RAISに対し、統計情報・行政情報等を積極的に提供している。

7 生鮮食料品流通情報サービス

(1) 目的

生鮮食料品流通情報サービスは、昭和43年度から政府の物価対策の一環として、産地における生産、出荷及び卸売市場における市況等に関する客観的情報を、行政機関を始め生産者、出荷団体、流通関係者、消費者等に迅速かつ的確に提供することによって、情報不足から生ずる生産、流通及び消費の不合理をなくし、生産、出荷、消費が円滑かつ合理的に行われる素地をつくり、需給の均衡と価格の安定に資することを目的として実施している。

(2) 情報の種類と概要

流通情報サービスによって提供する情報は、全国の主要な青果物及び畜産物卸売市場における入荷量、気配価格等に関する毎日の市況情報と産地における青果物、畜産物の生産、出荷動向等に関する産地情報及び青果物、畜産物の市況データを利用した加工情報に大別される。

(3) 情報の収集と伝達方法

情報の収集は、統計情報組織の出張所及び市場調査室の職員が行っている。

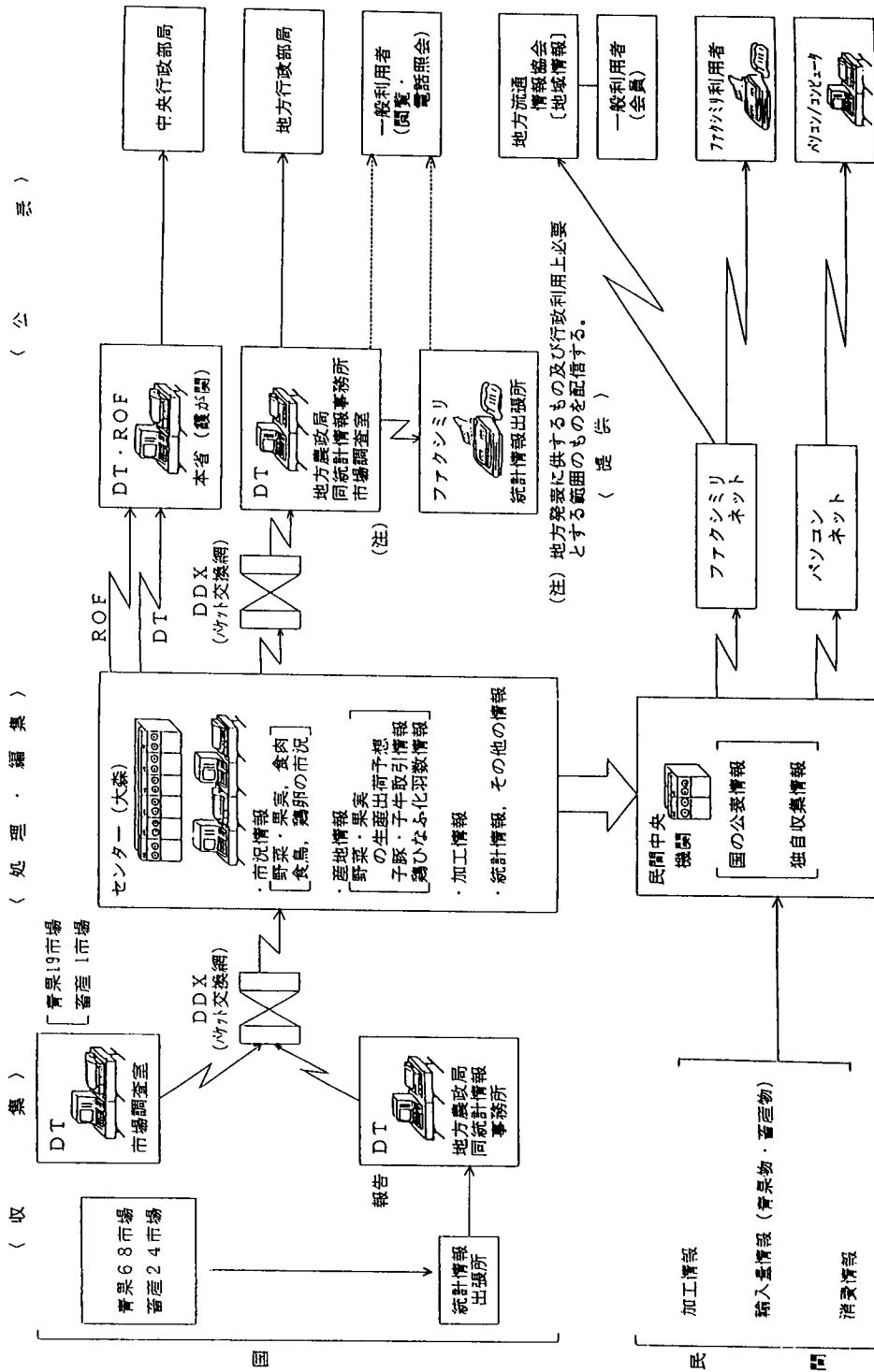
収集された情報をコンピュータによって迅速に処理、編集し、公表している。公表した情報は、省内行政部局等関係行政機関の利用に資するとともに民間中央機関(㈳全国生鮮食料品流通情報センター)を通じて生産者団体、流通関係者、消費者団体等に広く提供している。

(4) システムの概要

システムの概念は図のとおりで、国と民間中央機関の両システムの連携を図りつつ事業を行っている。

本省と各地方農政局、統計情報事務所、市場調査室との間をDDX回線で結び、情報の迅速な収集配信を行っている。一方、民間中央機関のシステムは、情報提供の迅速化を図るため、ファクシミリネット又はパソコンネットで結び情報の提供を行っている。(図2生鮮食料品流通情報サービスのしくみ参照)

図2 生鮮食料品流通情報サービスのしくみ



8 農林水産省図書館

(1) 収書

平成7年度における図書の受入(図書館の蔵書として登録したもの)は3,724冊(和書3,167冊、洋書557冊)で、この結果、平成7年度末における蔵書数は、270,832冊(和書229,994冊、洋書40,838冊)となった。雑誌・新聞等の受付は1,149種(和1,027種、洋122種)であった。

(2) 納本及び配布

農林水産省刊行物の国立国会図書館への納本は4,949冊であった。農林水産省及び他省庁刊行物等の国内配布は、22,353冊、FAO等刊行物の国内配布は、134機関へ2,789冊、農林水産省刊行物の国外送付は、国際機関10機関及び29か国70機関へ392冊であった。

(3) 利用

年度内利用者数(閲覧及び貸出)は54,511人、利用冊数は110,649冊であった。このほか国立国会図書館並びに各省庁図書館との相互貸借は379冊(貸出251冊、借入128冊)であった。

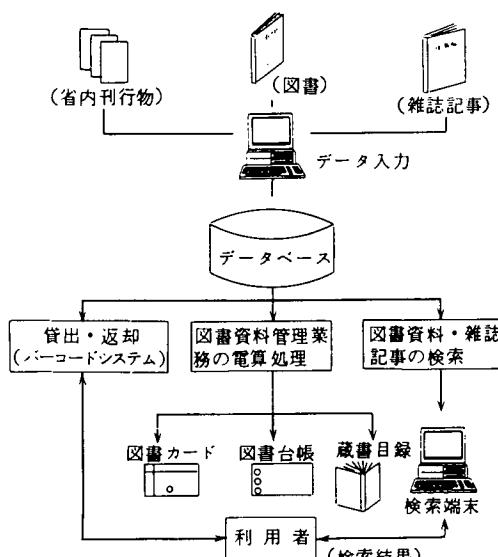
(4) 刊行

「農林水産図書資料月報」(第46巻第4号—第47巻第3号)を刊行した。

(5) 図書館システム

図書資料等に関する情報を迅速に利用者に提供する

図3 図書資料管理システム概念図



ため「図書資料管理システム」により、貸出・返却手続、図書資料・雑誌記事(論文)の検索等を行っている。

第3節 経営統計調査

1 農業経営統計調査

(1) 農業経営動向統計

ア 調査の目的

この統計は、個別農家の再生産過程を把握することによって、国民経済の成長に伴う農業構造の変化と農業経営の動向を明らかにし、農業行政の基礎資料とするとともに、国民経済計算における農業部門の推計の基礎資料とするものである。

イ 調査対象農家

販売農家(経営耕地面積30a以上、または、過去1年間の農産物販売金額50万円以上の農家)を調査対象とした。また、自給の農家(経営耕地面積30a未満、かつ、過去1年間の農産物販売金額50万円未満の農家)については、主として、農家における家計費を把握するため、調査事項を簡素化して、調査対象としている。

ウ 調査の方法

調査農家に日計簿を配布し、日々の現金収支、労働時間などについて記帳を依頼し、世帯員数、農家の財産の増減などについては、農林水産省地方統計情報組織の職員が直接調査により行った。

エ 調査結果の公表

月々の収支については、「農林水産統計速報」として毎調査月の翌々月に公表している。年の調査結果は、「概算値」及び、「確定値」を、「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「農業経営動向統計」として刊行している。

(2) 農業経営部門別統計

ア 調査の目的

この統計は、育成すべき個別経営体及びその予備群に見合う農家を対象に、農業経営の部門別収支・所得を把握することにより、農業経営の実態を把握し、農業行政の基礎資料とするものである。

なお、野菜・果樹部門については、品目により、経営内容が大きく異なるため、品目別の収支・所得を把握する野菜・果樹品目別統計も併せて作成した。

イ 調査対象農家

当該部門の経営規模が一定規模以上で、当該部門が農産物販売金額の2割以上を占め、かつ、当該部門を農産物販売金額の1位若しくは2位とする農家を調査対象とした。

野菜・果樹品目別統計は、当該品目の販売価額が、野菜または果樹の総販売金額に対して2割以上である農家を調査対象とした。

ウ 調査の方法

調査農家に日計簿を配布し、日々の現金収支、労働時間などについて記帳を依頼し、世帯員数、農家の財産の増減などについては、農林水産省地方統計情報組織の職員が面接調査により行った。

エ 調査結果の公表

年の調査結果を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「農業経営部門別統計」として刊行している。

(3) 農産物生産費統計

ア 調査の目的

(ア) 米生産費統計

この統計は、米の生産に係るコストを把握し、米穀の政府買入価格の算定、農業経営改善等、農業行政の基礎資料とするものである。

(イ) 麦類生産費統計

この統計は、麦類（小麦、六条大麦、ビール大麦、裸麦）の生産に係るコストを把握し、麦類の政府買入価格の算定、農業経営改善等、農業行政の基礎資料とするものである。

(ウ) 茶、価格安定作物生産費統計

この統計は、工芸農作物の生産に係るコストを把握し、かんしょ・ばれいしょ、てんさい、さとうきび、大豆、なたねの行政価格算定、農業経営改善等、農業行政の基礎資料とするものである。

イ 調査対象農家

当該作目の経営規模が、作目ごとに定めた規定を満たす農家を調査対象とした。

ウ 調査の方法

調査農家に日計簿を配布し、日々の現金収支、労働時間などについて記帳を依頼し、世帯員数、農家の財産の増減などについては、農林水産省地方統計情報組織の職員が面接調査により行った。

エ 調査結果の公表

調査結果は、作目ごとに「農林水産統計速報」で公表するとともに、詳細を「米及び麦類の生産費」、「工芸農作物等の生産費」として刊行している。

(4) 農産物織生産費統計

ア 調査の目的

(ア) 牛乳生産費統計

この統計は、生乳の生産に係るコストを把握し、加工原料乳の保証価格の算定、酪農経営改善等、農業行政の基礎資料とするものである。

(イ) 肉用牛生産費統計

この統計は、肉牛（去勢若齢肥育牛、乳用おす肥育牛、乳用おす育成牛）生産、子牛生産に係るコストを把握し、牛肉の安定基準価格等の算定、畜産経営改善等、農業行政の基礎資料とするものである。

(ウ) 肥育豚生産費

この統計は、肉豚生産に係るコストを把握し、豚肉の安定基準価格等の算定、畜産経営改善等、農業行政の基礎資料とするものである。

(エ) 織生産費統計

この統計は、織生産に係るコストを把握し、生糸の安定基準価格等の算定、養蚕経営改善等、農業行政の基礎資料とするものである。

(イ) 調査対象農家

当該作目の経営規模が、畜種ごとに定めた規定を満たす農家を調査対象とした。

ウ 調査の方法

調査農家に日計簿を配布し、日々の現金収支、労働時間などについて記帳を依頼し、世帯員数、農家の財産の増減などについては、農林水産省地方統計情報組織の職員が面接調査により行った。

エ 調査結果の公表

調査結果は、畜種ごとに「農林水産統計速報」で公表するとともに、詳細を「畜産物生産費統計」、「織生産費統計」として刊行している。

2 林家経済調査

(1) 調査の目的

林業経営の収支、労働投下量及び林産物の生産費など林家の経営全般にわたりその実態を把握し、林業施策推進の基礎資料を作成することを目的とする。

(2) 調査対象と調査方法

標本林家の選定は、全国の保有山林20ha以上500ha未満の林家の中から地域別、階層別に抽出した。

調査は、標本林家に日誌を配布して行う記帳と農林水産省地方統計情報組織の職員による面接調査を併用して行った。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、「農林水産統計速報」で公表するとともに、詳細は「林家経済調査報告」として刊行している。

3 漁業経済調査

漁業経営体の財産及び経営活動の状況、世帯員、操業状況等を把握し、経営改善、漁業の振興及び漁家の生活向上等の水産行政の基礎資料を作成することを目的としている。

(1) 漁業経済調査

ア 調査対象と調査方法

漁家経済調査は、沿海に所在する漁家を一定の基準で抽出し、農林水産省が作成した日記帳を配布し、毎日の収支等の記帳を依頼し、世帯員数、漁家の財産等については、農林水産省地方統計情報組織の職員が面接調査により行った。

漁業企業体調査は、沿海に所在する漁業企業体を一定の基準で抽出し、漁家経済調査の方法に準ずるもの(指定簿記調査)と企業体の決算書を用いて、農林水産省が設定する勘定科目に組み直すもの(任意簿記調査)を併用して行った。

イ 調査結果の公表

調査結果は、概要を「農林水産統計速報」により公表するとともに、詳細は「漁業経済調査報告(漁家の部、企業体の部)」として刊行している。

(2) 大規模漁業会社経済調査

ア 調査対象と調査方法

漁業を営む資本金1億円以上の会社を対象に、自計申告の方法により調査した。

イ 調査結果の公表

「漁業経済調査報告(企業体の部)」において公表している。

4 農業生産組織生産費調査

(1) 調査の目的

農業生産組織生産費調査は、農業生産組織の生産する米、小麦及び大豆の生産費の実態を把握し、価格政策、構造政策等農政の推進に必要な基礎資料の整備を行うことを目的とする。

(2) 調査対象

米については、協業経営体と受託組織等を、小麦と大豆については、協業経営体を調査対象とした。

(3) 調査の方法

調査方法は、調査組織の代表者等による記帳と農林水産省地方統計情報組織の職員による面接調査により行った。

(4) 調査結果の公表

調査結果は、作目ごとに「農林水産統計速報」で公表するとともに、詳細については「農業生産組織の生産費」として刊行している。

5 農林漁業生産所得

国民経済的な立場から農林漁業生産の実態を価値量的に把握し、農林水産行政の企画立案、振興計画の策定等の基礎資料を提供する目的で、生産量及び価格等

の統計を用いて農林漁業生産所得を推計している。

(1) 推計方法

ア 農業総産出額と生産農業所得(全国推計値)

農業総産出額は、農業生産活動による最終生産物の品目別生産量(全国計)に、農家庭先価格(全国平均)を乗じた額を合計して求めたものである。

生産農業所得(全国推計値)は、この農業総産出額から物的経費、間接税等を控除し、経常補助金を加算して求めたものである。

イ 農業粗生産額と生産農業所得(市町村別推計値)

農業粗生産額は、市町村別の品目別生産数量に品目別農家庭先価格を乗じて求めたものである。

生産農業所得(市町村別推計値)は、この農業粗生産額に農業経営統計調査結果から算出した所得率を乗じ、経常補助金を加算して求めたものである。

ウ 生産林業所得

林産物の生産量に価格を乗じて、これに林家経済調査その他の統計を基礎にして得られた所得率を乗じて生産所得を推計した。

エ 漁業生産額と漁業生産所得

漁業生産額は、海面漁業及び養殖業における生産量に産地卸売価格を乗じて求めたものである。

漁業生産所得は、海面漁業及び養殖業の漁業生産額から販売手数料を差し引いたものに漁業経済調査結果から算出した所得率を乗じて求めたものである。

(2) 推計結果の公表

推計結果は、「農林水産統計速報」として公表するとともに、農林業生産所得については、「生産農業所得統計」、「生産林業所得統計報告書」を刊行し、漁業生産所得については、「漁業経済調査報告(企業体の部)」に付表として掲載している。

6 農村物価統計調査

(1) 調査の目的

農村物価統計調査は、農村における景気及び物価水準の変動を測定するため、農家経済に直接関係ある物価及び賃金を把握し、その結果を総合して全国的及び地域的な農村物価指数等を作成するほか、農業バリティ指数作成のための基礎資料を整備することを目的とする。

(2) 調査の種類及び区分

調査は、農産物生産者価格調査、農業生産資材価格調査及び農業臨時雇賃調査の三種類とする。また、農産物生産者価格調査は、一般農産物生産者価格調査(野菜以外)及び野菜生産者価格調査に区分する。

(3) 調査対象

農産物生産者価格調査は、調査品目ごとに主な産地における取引量の多い出荷団体等について行う。

農業生産資材価格調査は、「農林統計に用いる地域区分」に基づく都道府県内の農業地域ごとに農家の農業生産資材の購入事情を代表するとみられる市町村における小売店等について行う。

農業臨時雇賃金調査は、農業臨時雇の雇用事例が多い市町村で雇用事例の多い農家等について行う。

(4) 調査の方法

調査は、農林水産省地方統計情報組織の職員の面接または電話による聞き取りにより行った。

(5) 調査結果の公表

調査結果は、「農林水産統計速報」で公表するとともに、詳細は「農村物価統計」として刊行している。

7 農林漁業現地情報

農林漁業現地情報は、農林漁業の振興、農林漁家の経営改善、地域活性化対策等の推進のための参考資料として提供することを目的としている。

このため、各地域の農林漁業、農山漁村、農林漁家、農山漁村関係団体等における現地の特徴的な動き、今日的課題に関する情報を収集している。

収集した情報は、「農林漁業現地情報」として公表している。

第4節 動態統計調査**1 農業センサス**

農業センサスは、平成7年2月1日（沖縄県は6年12月1日）現在で農業事業体調査、農業サービス事業体調査、農村地域環境総合調査の実査を終了し、本年度は、その集計並びに調査結果の概要を公表するとともに、各調査結果の報告書作成の準備を行った。

また、平成7年8月1日現在で、農家調査の結果を検討するため事後調査を実施した。更に指導員、調査員等に対する褒賞を行った。

(1) 農業事業体調査

農業事業体調査（農家以外の農業事業体調査を除く）の集計は、農林水産省が作成したプログラムに基づき、都道府県が民間集計センターに委託して電算集計を行った。農林水産省は、都道府県から報告された都道府県別結果（磁気テープ）により全国集計を行い、その結果概要を公表した。

なお、農家以外の農業事業体調査については、農林

水産省がすべての電算集計を行い、その結果概要を公表した。

(2) 農業サービス事業体調査

農業サービス事業体調査は、農林水産省が作成したプログラムに基づき、民間の集計センターに委託の上、調査票を収録した磁気テープを作成し、農林水産省が電算集計を行い、その結果概要を公表するとともに報告書作成の準備を行った。

(3) 農村地域環境総合調査

農村地域環境総合調査は、農林水産省が全ての電算集計を行い、その結果概要を公表するとともに報告書作成の準備を行った。

(4) 農家調査事後調査

農家調査結果を検討するため全農家の100分の1を抽出して、平成8年7月～8月に事後調査を実施した。

調査の系統は、農林水産省—都道府県—市区町村—調査員（農業事業体調査の指導員）である。

また、農林水産省は、電算処理により全国集計を実施した。

(5) 褒賞・その他

農業センサスの実施に当たり尽力のあった調査員、指導員、市区町村等に対し農林水産大臣表彰を行った。

更に、抽出集計に向けてセンサス研究会を開催し、集計事項及び統計編成等について有識者の意見を聴取した。

2 漁業センサス

平成7年度は、平成5年11月1日現在で実施した第9次漁業センサスについて、各種調査結果の詳細な報告書を作成するとともに、漁業構造に関する総合分析等を行った。

(1) 報告書の作成

本年度は、海面漁業基本調査結果と漁業地区調査結果を併せて集計するなどの2次集計を行い、以下の報告書（第9報～第15報及び別冊1、2）を作成した。

また、漁業集落結果を収録した漁業集落カードを作成した。

第9報 内水面漁業に関する都道府県総括図

第10報 海面漁業の漁業構造の変化に関する統計

第11報 海面漁業の団体経営体に関する統計

第12報 海面漁業の市区町村別統計総括編

第13報 海面漁業の地域構造に関する統計

第14報 海面漁業の地区別概況図

第15報 海面漁業の漁業集落別統計

別冊1 第9次漁業センサス総括編

別冊2 英文統計

(THE 9TH FISHERY CENSUS OF JAPAN)

(2) センサス結果の総合分析

第6次漁業センサスから第9次漁業センサスの結果を利用して、漁業構造の動向分析など、漁業の構造に関する総合分析を行った。

3 農業構造動態調査

(1) 基本構造動態調査（農家調査）

ア 調査の目的

この調査は、5年ごとに行われる農業センサスの中間年次に、農家の農業生産構造及び就業構造に関する事項を把握し、農政の企画・立案、実施等に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

イ 調査対象と調査方法

1995年世界農業センサス時に設定した全国の調査区から、標本調査体系に基づき抽出した標本調査区内の販売農家を調査対象とした。

調査は、調査員が標本農家を訪問し、平成8年1月1日現在及び調査日前1年間における世帯員の就業状態、農業経営の状態等について聞き取り調査した。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細は「農業構造動態調査（基本構造）」として刊行する。

(2) 基本構造動態調査（農業法人等調査）

ア 調査の目的

この調査は、5年ごとに行われる農業センサスの中間年次に農業法人等の生産構造及び就業構造に関する事項を把握し、農政の企画・立案、実施等に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

イ 調査対象と調査方法

1995年農業センサス結果に基づき販売を目的とする農家以外の農業事業体及び水稻作に係る農業サービス事業体から標本事業体を抽出し調査対象とした。

調査は、職員が標本事業体を訪問し、平成8年1月1日現在及び調査日前1年間における農業経営の状態等について聞き取り調査した。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細は、「農業構造動態調査（基本構造）報告書」として刊行する。

(3) 部門構造動態調査

ア 調査の目的

この調査は、農業部門別（稻作、畑作、園芸、畜産）の農業生産構造に関する事項を把握し、各部門別に細

部の農業生産構造の実態と動向を明らかにする統計を作成し、各種の農業施策の展開に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

各部門別に年次ローテーション方式により調査を実施しており、平成7年度は肉用牛部門について調査を実施した。

イ 調査対象と調査方法

調査は、畜産統計基本調査の結果を基に、肉用牛を3頭以上飼養している飼養者から標本を抽出し調査対象とした。

調査は、平成8年2月1日現在における肉用牛経営の状態等について、職員による面接聞き取りの方法により調査した。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細は「農業構造動態調査（肉用牛部門構造）報告書」として刊行する。

4 漁業動態調査

この調査は、5年ごとに行う漁業センサスの中間年次に実施するもので、水産統計調査の基本リストを整備して各種調査の設計等に役立てるとともに、漁業経営体、漁船、漁業就業者、漁業世帯及び漁業構造の変化に関する統計を作成し、併せて、それらの動向要因を明らかにすることによって、水産行政の基礎資料とするものである。

調査は、漁業経営体調査、漁業就業動向等調査に区分される。

調査結果の公表は、概要を「農林水産統計速報」で公表し、詳細については「漁業動態統計年報」として刊行している。

(1) 漁業経営体調査

海面及び農林水産大臣が指定する海面に準ずる湖沼において、調査期日前1年間に漁業及び養殖業を営んだすべての世帯及び事業所（経営体）について調査した。ただし、個人漁業経営体については、この1年間に30日以上海面漁業を営んだものについて行った。

調査方法は、第9次漁業センサス海面漁業基本調査結果等を基に、漁協等に設置した調査員が1月1日現在で調査区内の調査客体に面接聞き取りの方法により調査を行った。

調査項目は、漁業経営体名、経営組織、漁船、営んだ漁業種類、出漁日数等である。

(2) 漁業就業動向等調査

第9次漁業センサスで設定した海面漁業基本調査区から、標本調査区を抽出し、標本調査区内に所在する

漁業世帯を対象に、調査員が11月1日現在で個別に面接調査を行い、第9次漁業センサスの結果をベースとして比推計によって取りまとめた。

調査項目は、世帯員の氏名、年齢、性別、15歳以上の世帯員の就業状況、漁業就業者の就労状況及び個人漁業経営体の専兼業別である。

5 漁業・養殖業生産統計調査

海面及び内水面における漁業・養殖業の生産に関する実態を統計的に把握して、水産行政、水産資源開発等の基礎資料とする目的としている。

調査は、海面漁業漁獲統計調査、海面養殖業収穫統計調査、内水面漁業・養殖業生産統計調査に区分される。

(1) 海面漁業漁獲統計調査

ア 調査対象と調査方法

海面漁業を営むすべての漁業経営体及び水揚機関を対象として、漁業経営体若しくは水揚機関からの申告または面接聞き取り、水揚げ記録の利用、調査員からの申告または面接聞き取り方法等により調査を行った。

調査項目は、漁業種類別の漁労体数、航海数、出漁日数、漁労日数及び魚種別漁獲量である。

イ 調査結果の公表

調査結果は、概要を「農林水産統計速報」で公表するとともに、詳細については「漁業・養殖業生産統計年報」として刊行している。

(2) 海面養殖業収穫統計調査

ア 調査対象と調査方法

海面養殖業を営むすべての養殖経営体を対象として、養殖業経営体からの申告または面接聞き取り、水揚機関の記録の利用、調査員等からの申告または面接聞き取りの方法等により調査を行った。

調査項目は、養殖種類別の養殖経営体数、施設数、施設面積、収穫量、種苗販売量、投餌量等である。

イ 調査結果の公表

海面漁業漁獲統計調査に同じ。

(3) 内水面漁業・養殖業生産統計調査

ア 調査対象と調査方法

内水面漁業調査と内水面養殖業調査に区分し、それぞれの調査区ごとに設置した調査員及び漁業協同組合、漁業経営体からの申告または面接聞き取りの方法等により調査を行った。

調査項目は、漁獲量、養殖経営体数、収穫量等である。

イ 調査結果の公表

海面漁業漁獲統計調査に同じ。

第5節 生産統計調査

1 耕地面積統計調査

(1) 調査の目的

農業生産の基礎となる耕地面積統計を作成し、土地利用の改善等農林行政の基礎資料とする。

(2) 調査の対象と調査方法

耕地面積調査は、8月1日現在で、耕地を2ha（北海道はおよそ10ha）単位に区画して編成した単位区の中から約5万の標本単位区を抽出し、実測調査の方法で調査した。また、空中写真の利用、巡回調査等によって調査の補完を図った。

(3) 調査結果の公表

10月に「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細は「耕地及び作付面積統計」として刊行している。

2 作付面積統計調査

(1) 調査の目的

農作物の作付面積を調査して、土地の利用状況を明らかにするとともに収穫量を推定する場合の基礎とするほか、土地の高度利用計画、農作物の需給計画、価格流通対策等、農林行政の基礎資料とする。

(2) 調査対象と調査方法

冬作物の作付面積は4月1日現在で標本農家に対する面接調査の方法により、夏作物の作付面積は耕地面積と同時に（8月1日現在）に標本単位区に対する実測調査の方法で調査した。

(3) 調査結果の公表

冬作物の作付面積は6月に、夏作物及び永年性作物の作付（または栽培）面積は8月以降数回にわたり「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細は「耕地及び作付面積統計」として刊行するとともに、「作物統計」に掲載している。

3 普通作物収穫量調査

(1) 調査の目的

農作物の作柄概況、予想収穫量及び収穫量を早期にかつ正確に把握し、食糧の需給調整、農作物価格の安定、技術改善及び生産の長期見通し等、農林行政の基礎資料とする。

(2) 調査の種類

水稻については、作柄概況調査、予想収穫量調査及び収穫量調査を行い、麦類、かんしょ及び豆類につい

では、予想収穫量調査と収穫量調査を実施した。陸稻及び飼料作物については、収穫量調査を実施した。

(3) 調査の方法

水陸稻、麦類、かんしょ及び豆類の収穫量調査は、主産地では標本理論に基づいて抽出した標本筆(ほ場)の刈り取りあるいは堀取り調査などによって10a当たり収量を推定した。非主産地及び上記以外の作物については、主として巡回・情報収集により10a当たり収量を調査した。

水稻の作柄概況調査及び予想収穫量調査は、作況標本筆調査、作況基準筆調査及び巡回調査により行った。

麦類、かんしょ及び豆類の予想収穫量調査は、それぞれ作況基準筆調査及び巡回・情報収集により行った。そのほか、農家を対象に郵送調査を行った。

(4) 調査結果の公表

調査結果は、その都度「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細は「作物統計」として刊行している。

4 工芸農作物調査

(1) 調査の目的

工芸農作物の予想収穫量及び収穫量を調査し、生産振興、価格対象、需給計画の策定など各種施策の基礎資料とする。

(2) 調査の種類と方法

工芸農作物調査は、茶生産量調査、なたね収穫量調査、てんさい収穫量調査、さとうきび収穫量調査、こんにゃくいも収穫量調査及び「い」収穫量調査に区分される。

茶生産量調査は、生葉実測調査、茶期別表式調査及び総合表式調査に区分される。静岡県については生葉実測調査、茶期別表式調査及び総合表式調査、主産県(埼玉県ほか4府県)については茶期別表式調査及び総合表式調査、その他の都府県は総合表式調査を実施した。

なたね収穫量調査、てんさい収穫量調査及びさとうきび収穫量調査は、予想収穫量を調査するとともに、収穫期に収穫量を、また、こんにゃくいも収穫量調査及び「い」収穫量調査は収穫期に収穫量を調査した。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、各作物ごとに「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細は「作物統計」として刊行している。

5 園芸生産出荷統計調査

(1) 調査の目的

園芸作物の(予想)収穫量及び出荷(予想)量を調

査し、園芸農作物の生産、出荷、価格、流通等各種施策の基礎資料とする。

(2) 調査の種類と方法

園芸生産出荷統計調査は、野菜調査、果樹調査、花き生産出荷量統計調査、野菜作付動向調査及び空中写真利用による野菜作付面積調査に区分している。

野菜調査、果樹調査は予想調査と実績調査を実施した。すなわち、主要果樹については開花期、着果期及び肥大期に、また、主要野菜については生育初期、生育中期、収穫始期及び出荷期間中に生育状況と予想収穫量及び出荷量を調査した。

花き生産出荷量統計調査では、種類別、栽培形態別に作付(収穫)面積及び出荷量を調査した。

これらの調査は、基準筆の調査を基とした実測調査及び生産農家、集出荷団体などに対する面接調査または郵送調査によった。

また、野菜作付動向調査は主要野菜について季節区分ごとに、作付け2か月前の時期には作付予定面積を、更に作付け直後には作付面積を調査した。

空中写真利用による野菜作付面積調査は、秋冬だいこん、秋冬はくさい、冬キャベツ、たまねぎについて作付け後作物の判明出来る早い時期に空中写真を撮影し写真によって作付面積を求積した。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、取りまとめ次第「農林水産統計速報」及び「農林水産情報」として公表するとともに、年間実績の詳細は「野菜生産出荷統計」、「果樹生産出荷統計」及び「花き生産出荷統計」として刊行している。

6 野菜種子生産統計調査

(1) 調査の目的

この調査は、野菜種子の主要な品目の生産状況等を調査することにより、種子生産の現状を明らかにし、種子行政のための基礎資料とする。

(2) 調査方法

調査は、1月から12月までを調査対象期間とし、12月に生産組合等の野菜種子生産に精通している者または、代表者に対する郵送調査(回収は職員)により実施した。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、「農林水産統計速報」として公表するとともに、「野菜種子生産統計」として刊行している。

7 養蚕調査

(1) 調査の目的

この調査は養蚕の実態を把握するとともに、繭の生

産量、被害量統計等を作成し、行政の基礎資料とする。

(2) 調査の種類と方法

調査は予想収穫量調査、収穫量調査、被害定期調査、被害応急調査及び減収調査からなっている。

予想収穫量調査については収穫期別に主要県から標本市町村を抽出して、予定掃立卵量などを調査した。

収穫量調査及び被害定期調査では主要県の標本農家について掃立卵量、収穫量などを面接及び実測により調査した。

また、養蚕農家のある全市町村を対象に養蚕農家数、繭の生産状況、被害量などについて養蚕統計調査員による実施調査を行った。

(3) 調査結果の公表

調査結果（減収調査を除く。）は、取りまとめの都度「農林水産統計速報」によって公表するとともに、詳細は「養蚕統計」として刊行している。

8 畜産調査

(1) 畜産基本調査

ア 調査の目的

畜産基本調査は、乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏の飼養戸数、飼養頭羽数等を把握し、畜産行政の基礎資料とする。

イ 調査方法

家畜飼養者を基礎に畜種別の母集団を編成し、標本飼養者を抽出する。調査は職員による標本飼養者に対する面接聞き取り調査の方法により行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果のうち、飼養戸数、頭羽数など基本項目については「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細については「畜産統計一家畜飼養の概況、鶏ひなふ化羽数統計」として刊行している。

(2) 予察調査

ア 調査の目的

牛乳、肉用牛、肉豚、鶏卵、ブロイラーの生産あるいは供給量を早期に予察して、これら畜産物の需給対策、価格安定対策等の基礎資料とする。

イ 調査対象と調査方法

牛乳、肉用牛、肉豚の予察調査は、標本飼養者を対象に面積調査を行った。

鶏卵、ブロイラーの予察調査は、鶏ひなふ化場を調査対象に代表者による記帳及び郵送調査を行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は「農林水産統計速報」でそれぞれ公表している。

(3) 牛乳乳製品統計調査

ア 調査の目的

生乳、飲用牛乳及び乳製品の生産量等を把握し、畜産行政の基礎資料とする。

イ 調査対象と調査方法

全国の乳製品工場及び牛乳処理場を対象に調査員を委嘱し、毎月、調査を行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、毎月「農林水産統計速報」で公表するとともに、詳細は「牛乳乳製品統計」として刊行している。

9 農作物被害調査

(1) 調査の目的

水陸稲及び麦の被害状況を定期的に把握し、基本的な被害統計を作成するとともに、災害により農作物に重大な被害が発生した場合には、全農作物を対象として被害統計を作成し、応急的、恒久的な災害対策及び病害虫防除対策等のための基礎資料とする。

(2) 調査の対象

農作物の栽培を開始してから収納するまでの期間において、気象的、生物的、その他の異常な事象等によって農作物に損傷を生じ、基準収量に比べて減収した面積及び被害量を対象とする。

(3) 調査の種類と調査方法

水陸稲及び麦の被害状況を定期的に把握するための被害定期調査と、農作物に重大な被害を発生した場合にはその都度全農作物の被害状況を把握するための被害応急調査を実施した。被害定期調査は、巡回調査、標本調査及び被害調査筆調査により、被害応急調査は、巡回調査及び被害応急調査筆調査により行った。

(4) 調査結果の公表

被害定期調査結果は、それぞれの収穫量調査結果と併せて「農林水産統計速報」により公表するとともに「作物統計」に掲載している。被害応急調査結果は、「農作物災害種類別被害統計」として刊行している。

10 減収調査

(1) 調査の目的

農作物共済事業、畑作物共済事業及び果樹共済事業に係わる損害評価の適正かつ円滑な運営に資するため、その基礎資料を作成する。

(2) 調査対象及び調査方法

水稻、陸稲、麦類、ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん並びに主な果樹の共済目的の種類ごとに共済基準収量を基準とする増収面積及び程度別減収面積並びに増収量、程度別減収量及び共済減収量について標本実測調査及び巡回調査の方法により調査を行った。

なお、調査結果は、損害評価の基礎資料として取りまとめて経済局へ提示した。

11 農作物調査試験

(1) 技術解析試験調査

農家のほ場において、水稻の主要産地における代表的な品種について、生育初期から登熟に至るまでの特性解析を追跡的に行い、水稻の作況調査の解析等に必要な科学的基礎資料とした。

(2) 農作物基礎試験

農家のほ場において、農作物の生産量及び被害調査に関する「調査方法の開発、収量予測方法の研究」等を行い、調査の効率化と正確度の向上を図るために基礎資料とした。

(3) 農作物被害試験

農家のほ場において、主要農作物の処理試験及び現地試験等を行い、被害調査の基礎資料となる「被害減収推定尺度」を作成した。また、果樹については、「品質低下推定尺度」を作成した。

(4) 結果の利用及び発表

これらの試験結果は、「技術解析試験成績」、「作況・基礎被害試験研究成績」、「作況判定資料」及び「被害減収推定尺度」として取りまとめ、普通作物収穫量調査、農作物被害調査、減収調査等において利用している。

第6節 流通統計調査

1 青果物流通統計調査

(1) 調査の目的

青果物の各流通段階別の流通量・価額、集出荷団体の流通経費、組織状況等を調査し、価格安定対策、流通改善対策等の基礎資料とする。

(2) 調査対象と調査方法

青果物流通統計調査は、青果物流通構造統計調査、青果物市場流通統計調査及び青果物流通段階別価格形成追跡調査に区分される。

青果物流通構造統計調査は、青果物集出荷経費調査として集出荷団体を対象に集出荷に要する経費、代金決済勘定等を調査客体の代表者あるいは精通者に対する面接または関係資料の閲覧により調査した。

青果物市場流通統計調査は、青果物卸売市場調査と青果物価格調査からなり、青果物卸売市場調査は全国の青果物卸売会社を対象に品目別、産地府県別の卸売数量及び価額を調査した。また、青果物価格調査は11大都市の中央卸売市場ごとに代表的な卸売業者、仲卸

業者及び当該市場から荷引きする小売店を選定して、品目別の卸売価格、仲卸価格(輸入果実のみ)、小売価格を調査客体の代表者あるいは精通者に対する聞き取りまたは関係資料の閲覧等により調査した。

青果物流通段階別価格形成追跡調査は、主要野菜及び果実について卸売市場を経由する荷口のうち品目別に代表的な産地の荷口を選び、その流通経路に沿って卸売価格、仲卸価格、小売価格を調査し、更にその荷口を出荷した集出荷団体において生産者受取価格を調査した。

(3) 調査結果の公表

青果物流通構造統計調査は、概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「青果物集出荷経費調査報告」として刊行している。

青果物市場流通統計調査は、毎旬の結果を「青果物流通統計旬報」、年間の結果を「青果物卸売市場調査報告」、産地府県別の結果を「青果物産地別卸売統計」として刊行している。

青果物流通段階別価格形成追跡調査は、「青果物流通段階別価格形成追跡調査報告」として刊行している。

2 花き流通統計調査

(1) 調査の目的

花きの生産、輸入、消費の急増によりその流通経路も複雑化していることから、花きの流通実態を調査し需給関係を反映した適正な価格形成や価格の安定を図るための基礎資料とする。

(2) 調査対象と調査方法

調査は、花きの卸売市場調査、花き価格調査及び花き集出荷機構調査に区分される。

花き卸売市場調査は、花き卸売市場の卸売会社を対象に切り花類、鉢もの類、花壇用苗もの類について品目別の卸売数量・価額を調査客体の代表者または精通者に体する面接あるいは調査客体の諸資料の閲覧により調査した。

花き価格調査は、花き卸売市場の卸売会社及び調査対象卸売会社から荷引きする小売店を対象に切り花類の主要品目別、色別及び産地府県別の卸売価格、小売価格と調査客体の代表者または精通者に対する面接あるいは調査客体の諸資料の閲覧により調査した。

花き集出荷機構調査は、集出荷団体、多量出荷農家等を対象に集出荷施設の状況、品目別の出荷状況等を郵送により調査した。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細は「花き流通統計」として刊行している。

3 畜產物流通統計調査

(1) 調査の目的

肉畜、食肉、鶏卵、食鳥の流通段階ごとの取引量及び価格を明らかにし、需給調整及び流通改善対策に必要な基礎資料を提供することを目的とする。

(2) 調査対象と調査方法

この調査は、食肉流通統計調査、鶏卵流通統計調査及び食鳥流通統計調査に分かれる。

食肉流通統計調査は、家畜市場調査、枝肉取引調査、食肉市場調査等に分かれ、全国の家畜市場、と畜場、食肉卸売市場等を対象に、職員による聞き取り調査及び関係資料の閲覧等により行った。

鶏卵流通統計調査は、鶏卵生産及び出荷調査、鶏卵卸売市場調査に分かれ、鶏卵出荷団体、鶏卵卸売市場等を対象に、職員による聞き取り調査及び関係資料の閲覧等により行った。

食鳥流通統計調査は、食鳥処理場調査、食鳥価格調査に分かれ、全国の食鳥処理場、主要都市の食鳥卸売業者等を対象に、職員による聞き取り調査及び関係資料の閲覧等により行った。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細は「畜產物流通統計」として刊行している。

4 木材流通統計調査

(1) 調査の目的

木材の需給量、価格水準及びその変動、流通構造並びに木材産業の動向を調査し、木材の需給及び価格安定、流通改善対策並びに木材産業の合理化のための諸施策の基礎資料とする。

(2) 調査対象と調査方法

調査は、木材生産構造調査と木材製品生産動態調査に分かれる。

木材生産構造調査は、製材工場基礎調査、木材チップ工場調査、合单板材調査及び床板工場調査に分かれ、全国の該等工場を対象に、12月31日現在における素材の入荷量・消費量、製品の生産量・出荷量、従業者数等の状況を面接により調査した。

木材製品生産動態調査は、標本製材工場調査、合单板工場調査及び木材価格調査に分かれ、標本工場等を対象に、毎月の素材の入荷量・消費量、製品の生産量・出荷量・在庫量等及び木材価格について、面接及び郵送により調査した。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細は「木材需給報告書」として刊行している。

5 水產物流通統計調査

(1) 調査の目的

水産物の水揚げから消費に至る流通量及び価格や冷蔵庫への入・出庫量及び在庫量を調査し、流通対策等の基礎資料とする。

(2) 調査対象と調査方法

調査は、産地水產物流通調査、冷蔵水產物流通調査及び消費地水產物流通調査に分かれる。

産地水產物流通調査は、水産物の流通業務を行う卸売業者、仲卸業者、輸送団体及び漁業協同組合を対象に水揚量、卸売価格、用途別出荷量、仕向先別出荷量等について調査客体の申告または面接等により毎月実施した。

冷蔵水產物流通調査は、主要な産地、消費地の主な冷凍・冷蔵工場を対象に月間入(出)庫量、月末在庫量について調査客体の申告または郵送調査等により実施した。

消費地水產物流通調査は、主要都市に所在する中央卸売市場の卸売業者等を対象に卸売数量及び価額について調査客体の申告または面接等により毎月実施した。また、主要品目について、卸売、仲卸、小売の各流通段階の価格調査を実施した。

(3) 調査結果の公表

産地水產物流通調査、冷蔵水產物流通調査及び消費地水產物流通調査の結果については、概要を「農林水産統計速報」(毎月)として公表するとともに、詳細は「水產物流通統計年報」として刊行している。

6 食品加工統計調査

(1) 調査の目的

青果物及び水産物の加工場における原料調達、製品の生産量等を調査し、需給安定対策、流通改善対策等の基礎資料とする。

(2) 調査対象と調査方法

食品加工統計調査は、青果物加工場調査、水産加工統計調査に区分される。

青果物加工場調査は、従業員規模が10人以上で、調査対象である野菜及び果実を原料として青果物加工食品(中間加工を含む。)を製造している加工場の代表者に対する面接調査により実施した。

水産加工統計調査は、水産物を主原料とし、販売を目的に加工品を製造する経営体を対象に、加工品目別年間生産量、加工経営体数等を加工経営体または関係団体の代表者の申告、面接等により実施した。

(3) 調査結果の公表

青果物加工場調査、水産加工統計調査の結果については、概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに詳細は「青果物加工場調査報告」、「水産物流通統計年報」として刊行している。

7 輸入農畜水産物流通調査**(1) 調査の目的**

円高の進行、食生活の多様化に加え、輸入制限の緩和等から急増している輸入農畜水産物の流通実態（輸入品の仕入状況、出荷形態別・出荷（販売）先別割合等）を明らかにして、国内農畜水産物の生産対策と食品流通施策等の基礎資料とする。

(2) 調査対象と調査方法

この調査は、平成6年度に輸入農畜水産物（輸入量が多く国産品との競合が予想される品目57品目）を取り扱った飲食料品の製造、卸売、小売及び外食を営む会社の本社（本店）を調査対象に、調査補助員による自計申告調査の方法により行った。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、平成8年度に「農林水産統計速報」として公表するとともに、その詳細を「輸入農畜水産物調査報告」として刊行する。

